

全 員 協 議 会 記 録

令和 8 年 8 月 21 日（金）
10 時 03 分～12 時 35 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、
川神議員

〔執行部〕

三浦市長、江角副市長、久佐教育長、山根総務部長、新開弥栄支所長、
佐々木教育部長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市行財政改革実施計画（令和 7 年度実績・令和 8 年度（総務部）
計画）について
- (2) 新行財政改革大綱（案）のパブリックコメント（意見募集）（総務部）
について
- (3) 浜田市ふるさと体験村の専用水道に係る対応状況について（弥栄支所）
（経過報告）
- (4) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）について（教育委員会）
- (5) その他
・令和 8 年熊本地震の被災地支援について（報告）

2 行政視察レポートについて

- (1) 文教厚生委員会

3 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 決算資料の購入について

【申出期限：8月21日(金)午後2時】

(3) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 03 分 開議]

○議長

ただいまから、令和8年8月21日の全員協議会を始める。

本日は、川神議員から監査委員の全国大会出席のため、欠席の連絡を受けている。議題に入る前に、私の方から報告がある。

6月定例会議最終日の反対討論における、森谷議員の不適切発言についてである。

先般8月10日に開催された議会運営委員会において、この対応について協議され、本日の全員協議会の場において、私から森谷議員に対して「厳重注意を行う」ということとなった。

議長の私としても、大変遺憾に思うところであり、森谷議員に注意したいところだが、出席が遅れている。森谷議員が出席したときに、再度この意見については取り上げたいと思う。

それでは、議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 浜田市行財政改革実施計画（令和7年度実績・令和8年度計画）について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。総務部長。

○総務部長

1ページを参照されたい。1番の令和7年度実績の概要についてである。

まず、総括として、令和7年度終了時の計画進捗については、全50項目中約7割に当たる36項目がA評価となっており、計画としては、順調な進捗となっている。

主な個別項目としては、不燃ごみ処理場の管理運營業務の委託契約締結や成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置、エクス和紙の館の普通財産化や縁の里地域振興施設の共同事業体による指定管理再開など、一定の成果があったところである。

今後も適切な進捗管理に努め、より一層の行政サービスの効率化や市民サービスの向上等の行政改革を推進していきたいと考えている。

続いて、1番の評価状況についてである。

総括の繰り返しの部分もあるが、全50項目中36項目がA評価、14項目がB評価となっている。なお、A評価の項目中2項目、成年後見制度利用促進に係る中核機関の整備、エコクリーンセンター長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事については、計画作成に伴い、終了としている。

表1では、この評価を取りまとめたものを記載しているので、確認をお願いします。

続いて2ページを参照されたい。2番の財政効果額の状況についてである。

この表では、財政効果額の推移を示している。表2の右側の合計欄を参照されたい。

計画の見直しを行う中で、財政効果額の計画値は増減しているが、直近の計画値は約 13 億円となっている。これに対し、実績は推計値も含めて約 15 億円で、財政効果額が今のところ計画に対し約 2 億円の上振れとなっている。

続いて 3 ページ目以降の令和 7 年度の主な実績等についてである。

令和 7 年度に行った取組は、行財政改革大綱に定める 3 つの基本方針と 9 つの重点取組項目に沿って掲載をしている。各項目について、大綱に基づく改革の方向性、狙いを簡潔に記載しており、その下側に主な取組実績等を記載する形式としている。

また、取組実績のところでは、当該項目の令和 7 年度の評価と個票のページ番号も合わせて記載しているので、参照されたい。

続いて 6 ページ目になる。4 番の令和 8 年度の計画についてである。

行財政改革大綱の 3 つの基本方針ごとに、令和 7 年度の取組等について記載をしている。

1 番の将来を見据えた行政サービスの再構築の項目である。令和 8 年度については、不燃ごみ処理場運営での民間活力の活用に向けて、4 月から管理運営業務を委託し、施設の安定的な管理運営を行っている。ICT 活用を軸としたシステムの標準化やオンラインプラットフォームの推進に加え、エンゲージメント調査を踏まえた新たな人材育成基本方針の策定を進めることで、デジタルと人材の両面から、行政運営の高度化と組織力の強化を図っていく。

2 番目の公共施設マネジメントの項目である。

引き続いて、各施設において長寿命化の推進を図るほか、インフラ資産についても、計画的な長寿命化対策、施設点検など、市民の安全を第一に、ライフサイクルコストの削減を目指していく。

3 番の持続可能な財政体質の転換の項目である。

計画的な財政運営により、将来世代に負担を残さない財政運営を推進するとともに、ふるさと寄附の推進や新たな滞納者を増やさない市税の収納対策に取り組むとしている。

以上が令和 8 年度の計画の概要となる。

それでは、続いて、大きい 2 番の項目、一覧表及び公表についてである。

7 ページから 9 ページにかけて、全 50 項目を一覧形式で掲載をしている。

評価の上がったものについては赤色、評価の下がったものについては青色に着色をしている。また、推計額については、赤字の表示としている。

表の一番右端に個票の該当ページも記載しているので、参照されたい。

次に、資料 2 である。附属機関見直しの経過報告表を参照されたい。

こちらは資料 1 の 30 ページにある任意協議会等の見直しの資料として附属機関見直し経過報告表を添付している。ご覧のとおり、一番左側になる令和 4 年 12 月と、真ん中の令和 8 年 3 月末時点との比較で、右から 3 番目の項目となるが、15 団体 315 人の減となっている。

令和 5 年 7 月に策定した見直し案と令和 8 年 3 月末時点の比較では 6 団体 32 人の

増、昨年の経過報告との比較では28人の減となっている。

団体ごとの状況については、次ページ以降にまとめているので、確認をお願いする。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

○川上議員

財政効果額について、資産売却や寄附などの一時的効果に依存しているように見受けられる。一方で、歳出構造の改革として人件費、不用額、繰出金の抑制に直結する効果が極めて少ないように思うが、いかがか。

○総務部長

行財政改革は、合併当初は経費縮減に軸足を置いていたが、財政状況が一定程度回復したため、現在は効率性や財源の効果的な活用にシフトしている。しかし、人件費や固定費に近い部分は増加傾向にあるため、今後の財政運営において懸念事項であると認識している。今後も行財政改革の中でしっかりと管理していく必要があると考えている。

○川上議員

行財政改革実施計画は、中期財政計画とマッチしているか。

○総務部長

行財政改革大綱は、直接的には総合振興計画にひも付いている。また、将来的な見通しについては中期財政計画とも連動しており、行財政改革の効果額を織り込んだ形で中期財政計画を策定している。

○川上議員

今後、中期財政計画はローリングしていくということで良いか。

○総務部長

中期財政計画は、5年間の計画期間とその後の5年間の見通し期間を設定し、毎年度ローリングしていく。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 新行財政改革大綱(案)のパブリックコメント(意見募集)について

○議長

資料1-(2)を参照されたい。総務部長。

○総務部長

今回、新たな大綱を令和9年度から令和12年度までの4年間を実施期間として策定をする。

令和8年9月4日から令和8年10月9日までの期間でパブリックコメントを実施する予定がある。本日はこのパブリックコメントに係る新たな行財政改革の大綱案の

内容について説明をするものである。

大きい1番の改革の背景・必要性のところである。大綱案の2ページ目を参照されたい。まず、改革の背景・必要性として、1番のところで、これまでの背景とこれからの行財政改革を記載している。平成17年10月の合併以降、厳しい財政状況が続く中、改革期間ごとに課題に合わせて行財政改革を推進してきた。取組としては、物件費・補助費を類似団体並みに削減することを目標とした「物件費補助費等55億円財政計画」の策定推進を初めとし、第1期から第4期まで、様々な取組を実施した結果、本市の財政状況は健全なものとなった。

しかし、今後は社会保障費の増大に加え、高度経済成長期に整備した公共施設の一斉更新という老朽化問題が深刻化してくる。

このような問題を乗り越えるためには、前例踏襲ではなく、未来のあるべき姿から逆算した抜本的な改革が必要であることを記載している。

本大綱では、人口減少社会においても規模を縮小しながら、行政の質を高める視点を持ち、デジタル技術の活用や公共施設の再編を通じて、限られた資源を最適に配分し、持続可能な財政運営のもとで、「新しくて、優しくて、強い行政」を推進していく。

また、市民や市に関わる多様な人々との連携のもと、豊かな自然や、歴史文化といった伝統を次世代に引き継ぎ、地域全体で子どもの成長を支え、さらには新しい変化を独自に発展させていくための揺るぎない基盤を築くため、不断の行財政改革を推進することで、誰もが共に歩める「育ち、育てる、浜田」の実現を目指すといった内容を記載しているところである。

続いて、3ページ目の浜田市の現状を参照されたい。ここでは、将来に向けた課題について4点を記載している。

次に、5ページ目を参照されたい。行財政改革の目的のところである。目的の1点目が、総合振興計画の推進である。浜田市の最上位に位置付けられている浜田市総合振興計画に掲げる項目について、その実現を図るため、限りある人的、財政的資源を前提としたスクラップ・フォー・ビルドによる行財政改革の推進について言及をしている。

2点目が、子どもたちのための行財政改革についてである。これまで述べてきた課題に加え、インフラ整備更新費用の増大などの財政状況の厳しさを記載し、この解決が行政主体では難しいこと、限りある行政資源を効率的に配分し、子どもたちの今が健やかで、かつ、将来が明るく開かれたものとなるよう、市民と協力して、行財政改革に取り組む必要性を記載しているところである。

次に、行財政改革の基本方針、取組項目について、6ページ目を参照されたい。先ほど説明した二つの目的を実現するための三つの基本方針を掲げている。

まず基本方針の1番目である。将来を見据えた行政サービスの再構築の項目である。一つ目としては、DXの推進を掲げている。

多様化する市民ニーズに対し、従来の手法のみでは応え続けることは限界を迎え

つつあることを言及しているが、これを受けて浜田市DX推進計画に基づき、デジタル技術を活用し、市民に寄り添ったデジタルサービスを推進することについて記載をしている。

2 点目では、機能的な行政の構築である。組織機構の見直しと人員配置の適正化を一体的に推進することについて言及をしている。3 項目目では、人材育成等の推進である。行政課題の複雑化やデジタル化の進展等に対応するための人材育成について言及をしている。4 項目目は、民間活力の活用である。民間事業者との協働による公共サービスの体制を構築することについて記載をしている。

次に、基本方針の2番目、公共施設マネジメントについてである。ここでは3項目を記載している。利用実態や将来需要に基づき、適正な再配置を検討することと、インフラ資産等に係る長寿命化対策を通じて、経費縮減、平準化などに取り組むことや、遊休財産の取扱いに言及をしているところである。

次に、基本方針の三つ目、持続可能な財政基盤の確立である。8 ページを参照されたい。

1 項目目は、行政効果の最適化として、事務事業の見直しなどの取組について記載をしている。2 項目目は、自主財源の確保である。ふるさと寄附を推進し、市有財産の活用などについて記載をしている。3 項目目では、健全財政の推進を掲げている。

中長期的な財政状況の把握に基づいた計画的な財政運営などについて記載をしているところである。

続いて9 ページを参照されたい。行財政改革の推進として、計画期間や推進体制などについて記載をしている。

本日説明をしたこの大綱案については、行財政改革推進本部及び附属機関である行財政改革推進委員会で審議を経て、このたびパブリックコメント案として、承認を得た内容となっている。

○議長

ただ今の報告について質疑はあるか。

○川上議員

大綱案の中に「スクラップ・フォー・ビルド」や「ダウンサイジング」という言葉がある。いろいろなことをされると思うが、職員数や職員給与など、行政の成り立ちそのものについても、この方向性が示されるのか。

○総務部長

職員数については、以前は、職員を減らすというところ、定員適正化計画により削減を進めてきたが、令和5年から職員定員管理計画により現在は必要な職員を確保しつつ適切な行政運営を行う視点にシフトしている。

しかし、人件費が膨らんでいるため、厳しく管理していく必要がある。労働人口が減少する中で、市役所だけが十分な人員を確保し続けることは難しいため、従前に近い行政サービスを提供できる体制を見据えて準備していく必要がある。

職員給与費についても、適切な人員配置の中で管理していきたいと考えている。

○川上議員

これまでとほぼ同じ考えだと思うが、大綱の中に「スクラップ・フォー・ビルド」及び「ダウンサイジング」とうたわれているため、人件費や行政の成り立ちについても念頭に置いて進めていただきたい。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市ふるさと体験村の専用水道に係る対応状況について（経過報告）

○議長

資料 1-(3)を参照されたい。弥栄支所長。

○弥栄支所長

まずこれまでの経緯だが、令和8年3月9日の定期水質検査において、色度の基準値超過が確認されたことから、営業休止、貯水タンク内の清掃や不具合機器の取り替えなどを行った結果、水質基準をクリアしたことから、4月4日に営業を再開している。

その後も貯水槽内のタンクの水抜き簡易検査等により、水質管理を強化しながら営業を継続していたが、6月23日の定期水質検査において、鉄及びマンガンの基準値を超過したことから、現在は営業を休止している。

なお、営業休止後に、健康相談窓口を設置し、利用者対応を行っているが、健康被害の報告は受けていない。

次に、検討状況だが、営業再開を最優先とし、鉄マンガン除去装置の仮設設備による応急対策を検討したが、多額の費用を要し、本設置が別途必要なことから、費用対効果を含め再検討し、仮設設備の対応は行わないこととしている。

その後も、既存の水源を活用した除去装置設置の検討に加え、新たな井戸の掘削など複数の方法について、整備費、工期、水質確保の確実性等の比較検討を上下水道部からの指導助言も得ながら行った。

井戸の掘削については、1回で良質な水が取れれば整備費を抑えられる可能性がある一方、良質な水や水量を確保できないという可能性もあること、再開時期についても見通しが立てにくいことから、総合的に判断し、現在使用の専用水道に鉄マンガン除去装置及びろ過設備を設置することが最も確実と判断したものである。

今後の対応だが、9月定例会議での補正予算の計上を予定している。また現在指定管理者との休業補償の協議を進めている。補正予算が可決したならば、速やかに工事の着工に取りかかり、安全な水質が確保でき次第、速やかな営業再開を目指していく。

○議長

この案件は9月定例会議に上程されるとのことなので、その時点で質疑をお願いする。それでもなお、本日確認したいことはあるか。

○川上議員

仮設設備を検討したとのことだが、どの程度の費用が掛かると考えたのか。

○弥栄支所長

水道業者に確認したところ、1,000万円程度必要であると同った。

○川上議員

井戸を掘削した場合、周辺の地層等を勘案してどの程度の費用がかかると見込んでいたのか。

○弥栄支所長

事前に調査を行い、良質な水が確保できると判断して近くで掘削した場合でも、3,000万円程度必要であると試算している。

○川上議員

近くの農業法人の良質な水を利用することも検討したと思うが、利用しない理由は何か。

○弥栄支所長

当該法人の水を利用することも検討したが、近年水量が減少しており、第2井戸を採掘している状況である。また、配管の距離が1キロメートル以上あるため、同額程度の費用が掛かると試算している。

○川上議員

1,000万円とか3,000万円とか話があったが、同額とはいくらか。

○弥栄支所長

配管に5,000万円程度掛かると試算している。

○川上議員

一番安い1,000万円の仮設設備にしなかった理由を教えてください。

○弥栄支所長

仮設設備は恒久的に使用できるものではなく、更に1か月当たり20万円程度のレンタル料が発生するため、二重の投資が必要なため断念した。

○川上議員

レンタル料を含めても、20年間で4,800万円である。本設設備の場合、メンテナンスや部品交換を含めるとさらに費用が掛かると思われる。仮設設備の方が安価になるのではないか。

○弥栄支所長

仮設設備は10年間使用できるものではなく、単年度での仮設となるため、新たに投資が必要となることから断念した。

○川上議員

議案が出された際に、比較して質疑する。

○議長

そのほかあるか。

○足立議員

今後、水道管の更新等で多額の費用が発生する状況である。先ほど行財政改革の

公共施設に関する説明があったが、一方で弥栄には先の見えない多額の費用が支出されることについて、整合性がとれていないように感じる。市長又は副市長の考えを伺いたい。

○市長

行財政改革は、健全な財政運営のために縮減すべきものは縮減し、最適な配置を行うという考え方である。ふるさと体験村については、水質問題をクリアして運営を継続するという方針の下、最適な投資を行う考えで予算を計上する。

したがって、スクラップ・フォー・ビルド、ダウンサイジングといった行財政改革の方向性とマッチしていないということにはならないと考えている。

○足立議員

今後も投資を行いながら運営していくとのことだが、上限はあると思う。これ以上の投資が必要となった場合に見切りをつける判断基準を持っているか。

○市長

具体的な投資の上限額は持ち合わせていないが、ふるさと体験村が地域にとって必要な施設であるかという前提がある。今後も議会に方針を示し、公共施設サービスの必要性や最適な規模、手法について議論してもらう中で、適切な投資額やタイミングが出てくると思う。

9月定例会議を含め、今後も背景にある考え方を示し、理解を得ながら進めていきたい。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）について

○議長

資料1-(4)を参照されたい。教育部長。

○教育部長

本年3月、委託事業者から石見神楽保存伝承拠点基本構想案が提出されたので、その内容を報告する。

まず、資料の1番目、検討経過についてである。

この基本構想案は、令和6年度石見神楽伝承内容検討専門委員会から市に提出された提言書を踏まえ、令和7年度に石見神楽を将来にわたって継承していくための拠点のあるべき姿を石見神楽保存伝承拠点基本構想検討委員会において議論してもらった内容を取りまとめたものである。

この基本構想案は、検討委員会の議論を取りまとめたものであり、現時点で市の方針を決定したものではない。

2の検討委員会の委員については、2の(1)の記載のとおりで、会議については、2ページにあるが、8回にわたり検討してもらったものである。

次に、検討委員会の内容を取りまとめた基本構想案と概要版に加え、検討委員会で議論されたものではないが、委託事業者が他自治体の事例を参考に施設の規模感や、概算工事費などを整理した報告書資料編と一緒に配付している。

まず、基本構想案を参照されたい。

1 ページから 6 ページの基本構想策定の趣旨では、この基本構想の策定に当たって、令和 6 年度の提言書で整理した内容に触れ、石見神楽保存伝承のためには拠点施設の検討が必要であることが述べられている。

続いて、7 ページから 21 ページの保存伝承拠点の在り方では、拠点の目指す姿を石見神楽の全てが分かり、見て感じるができる浜田市民が誇れる拠点とし、その拠点が果たすべき役割として、収集、保存、調査研究、展示・教育・普及、交流の五つの機能を備えることが必要であると整理されている。

15 ページの展示機能については、見る、触れる、感じる、知る、やってみる、考えるという五つのステップを通じて、石見神楽を未来へつなぐ人を育む展示構成とする提案がなされている。

また、19 ページの交流機能では、舞殿を整備し、伝統的な舞の文化が継承できる環境整備について触れられている。

次に、22 ページから 29 ページの拠点施設の構成及び管理運営方針、今後の展望では、この施設は多くの人が集い、石見神楽を身近に感じ、理解を深め、誇りを育み、文化を後世に伝承する場所となることが重要との考えの下、郷土資料館その他の文化施設などとの複合施設とはせず、石見神楽に特化した拠点施設として整備することが望ましいと整理されている。

そして、拠点施設は五つの機能を発揮するため、九つのゾーンで構成することが整理されている。さらに、今後の展望として、拠点施設を軸に各地域にある施設や資源と連携する仕組みを構築し、市全体で石見神楽をつくり出したまち浜田を体感できる地域づくりを推進していく必要があると整理をされている。以上が基本構想案の内容となっている。

次に、業務報告書の資料編についてである。

こちらは、基本構想案で整理された五つの機能を拠点施設に反映した場合の規模感等をイメージするため、委託事業者が作成した資料となっている。

検討委員会で議論された内容ではなく、あくまでも参考として提示された資料となっている。

1 ページから 5 ページでは、縦 5 メートル、横 8 メートルの 40 平方メートルを基本単位として、各機能に必要な面積を積み上げた場合の施設規模の試算が示されている。

展示室は常設展示と企画展示を合わせて 480 平方メートル、舞殿は 400 平方メートルなどと設定し、4 ページの表のとおり、施設全体では 2,600 平方メートルの規模になるとの試算が委託事業者から示されているところである。

5 ページから 8 ページでは、近年整備された自治体の公共施設の事例を参考に、建築工事費や、展示工事費を基に概算工事費を試算した結果、7 ページの 8 の表にある

ように、基本案である 2,600 平方メートルの施設を整備した場合には、約 31 億円の事業費が想定されるとの試算が委託事業者から示されている。

基本案のほかにも、展示ゾーンや、舞殿の規模を中心に約 25%縮小した機能圧縮案や、約 50%を縮小した最低限機能案についても試算が示されている。

概算工事費は、機能圧縮案で約 23 億円、最低限機能案が約 15 億円と試算をされている。

9 ページ以降では、類似施設における展示や体験の手法などが写真等を用いて紹介されている。

27 ページでは、検討委員会で、拠点は単独での整備が望ましいと整理されたことを踏まえ、委託事業者からは、建て替えの必要がある浜田郷土資料館と隣接して整備した場合に、両施設が連携した体験学習の実施や、施設の共有や運営体制の連携といった効果が期待できるのではとの提言がなされている。以上が資料編の内容である。

次に、配付している市民アンケートについてである。無作為に抽出した市民 3,000 人を対象として、アンケートを 8 月 7 日に発送をしている。

質問事項については、石見神楽を保存伝承することの必要性和、そのために拠点施設を整備することの必要性について問い掛ける内容となっている。

○議長

ただ今の報告について、質疑はないか。

○川上議員

市民アンケートについて数点伺う。アンケートの前段で、執行部が示したい方向性を誘導しているように感じる。「石見神楽は浜田市が誇る伝統芸能です」「石見神楽の全てが分かる拠点施設を検討する」「整備することで、多くの来訪者が集い、石見神楽を身近に感じ、理解を深め、誇りを育み、文化を後世に伝承することが可能である」と記載した上で、問 8 で施設整備について意見を求めている。誘導的であると思うが、いかがか。

○教育部長

アンケートは公平な観点で実施するよう意識している。指摘の部分は、報告書の内容を引用したものであり、報告書に基づいたものである。市の方針を誘導的に入れたものではない。

○川上議員

誘導的ではないと言いながらも、前文でこれだけの情報が提示されれば、回答者はそれに影響される。本来であれば、これらの文章は省くべきである。

次に、情報提示が不十分である。建設費 31 億円、運営費 6,500 万円と記載されているが、財源の内訳が示されていない。市の財政状況や代替案、費用対効果の比較がないため、回答者は高いか安いかわ判断できない。これについては不十分だと思うが、いかがか。

○教育長

今回のアンケートは、基本構想案をベースに市民の率直な意見を伺う趣旨であり、

報告書にない情報を提示することは想定していなかった。

○川上議員

市の財源が十分であるかという点は非常に重要である。それを示さずに 31 億円という金額を提示し、誘導的な説明を行うことはおかしいと考える。

続いて、調査目的が市民意向の把握ではなく、施設整備の正当化に偏っているように考える。アンケートの冒頭で市としての方針を定めていきたいと記載されているが、内容は整備ありきの方向性となっている。整備するかどうかではなく、整備する場合はどうするか、市民の価値観、優先順位、医療、子育て、防災など他の施策との比較が問われていない。いかがか。

○教育部長

財政も含めて、他の施策との優先順位については、今後方針を決定する際に検討する材料になると思う。今回のアンケートは、基本構想案に対して市民が施設整備をどのように考えるか、率直な意見を聞くためのものである。

○川上議員

構想案は施設を整備する方向で作成されている。それを基にアンケートを実施することは、整備するための市民の意見を誘導するものであると理解している。

最後に、拠点施設の具体像が示されていない。立地場所や交通アクセス、運営主体が不明なまま、必要かどうかを問うことはおかしいと思うが、いかがか。

○教育部長

検討委員会で具体的な内容が詰められたわけではないため、アンケートでは言及していない。アンケート結果を参考にして市としての方針を決定し、その後、場所や事業費などの具体的な議論を行っていく必要があると考えている。

○議長

そのほかあるか。

○西田一平議員

神楽の保存伝承拠点の必要性は理解したが、資料にある 31 億円、22 億円、15 億円の案のうち、どの規模を現実的な出発点と考えているのか。

○教育部長

伴走支援を行った事業者が他市の施設状況に基づいて試算したものであり、市の方針ではない。現時点では、どの規模が市の考えであるかということは、全く関連性がないと考えている。

○西田一平議員

関連性がないのであれば、伴走支援の必要がなかったのではないか。

○教育部長

検討委員会では、施設を整備する場合に必要な機能を議論してもらった。伴走支援してもらった事業者は、その議論とは別に参考として数値を示したものであり、検討委員会で議論されたものではない。そのため、現時点で市としてどう考えるかという見解は持っていないということである。

○西田一平議員

資料編 6 ページの陸前高田市の博物館の事例 19 億円や、21 ページの大分県の神楽会館などの 4 施設は現実的な規模だと感じたが、これらの建設費等について市から追及や質問はしなかったのか。

○教育部長

これについては事業者が参考にしたものであり、市から指示したものではない。陸前高田市の施設は展示機能が主であり、検討委員会で示された五つの機能を網羅したものではないと認識している。しかし、コンサルタントが参考としてまとめたものであり、他の施設を参考にするよう指示はしていない。

○西田一平議員

執行部としては、神楽施設に関しては全て任せており、自ら調査することはなかったということか。

○教育部長

神楽拠点に必要な機能を議論してもらった段階であり、実際にその機能がある施設が必要なのかを判断するのが先で、その機能を実現するための施設の規模等については具体的に議論されていない。今後、方針に基づいて詰めていく流れになるため、現時点では深掘りしていない。

○西田一平議員

であれば、出てきた案をそのまま市民アンケートとして 3,000 名に送付したという解釈で良いか。

○教育部長

そのとおりである。施政方針においても教育方針においても、施設整備の可否については市民の意見を伺うとしており、基本構想案を示して率直な意見を伺い、それも参考にして整備の判断方針を決定していく段階であると捉えている。

○西田一平議員

その解釈を今回のアンケートでは、市民に理解を求める場面がなく、31 億円という金額だけが一人歩きしている。「31 億円もかかるなら不要だ」という声が多く聞こえる。そういった危険性や可能性を考慮していないように感じられ、非常に危ういと思ったので、よく考えてほしい。

○教育部長

アンケートに 31 億円と記載したため、そのような印象を持たれたことについては反省する部分がある。ただ、縮小案や最低限機能案の資料も添付し、読んでもらった上で回答してもらうよう工夫したつもりであったが、指摘のような声があることは反省材料であると思っている。

○議長

そのほかあるか。

○市長

これまでの経緯を含めて話をしたい。石見神楽の保存伝承について議論があり、

施設の必要性を検討するために委員会がまとめたものが今回の報告書である。

検討委員会のメンバーが必要な機能を議論した結果、伴走支援のコンサルタントが類似施設の面積やコストを試算して 31 億円という金額が示された。減額案は削れば出てくるが、それは検討委員会の案とは異なるものになる。執行部としては検討委員会に委ねており、検討委員会が示した案の概要を添付した。

先ほど誘導であるという意見もあったが、石見神楽が浜田市にとって重要な伝統芸能であるというスタンスは明確にしておき、それは誘導ではない。31 億円という金額も報告書に記載されていることを書いただけであり、誘導ではない。フラットな状況で検討委員会の案について市民の意見を伺っている。ありきと受け取った人もいるかもしれないが、我々のスタンスは、フラットな状態で検討委員会が示したものについて意見を聞いている。

減額案を執行部が持つべきだという指摘はそのとおりであり、アンケート結果を踏まえて建設の是非や減額案について検討し、執行部としての見解を示していきたい。コンサルタントや市民の意見をそのまま受け入れるのではなく、執行部としての意見を提示して伺うプロセスをとりたいので、その点をご理解いただきたい。

○西田一平議員

今回出てきた案に、今後執行部や市長の考えが含まれ、最終的に建設の可否や金額を決定するということであり、31 億円はあくまで案であるということの良いか。

○市長

繰り返しになるが、検討委員会が想定する施設と必要な機能が示された。金額やランニングコストの提示なしにビジョンだけを示しても実効性が測れないため、コンサルタントが参考値として示した金額を併せて市民に尋ねている状況である。執行部の見解は、結果を踏まえてしっかりと提示する。

○遠藤議員

確認であるが、現在、執行部としては仮称神楽保存・伝承拠点施設を建設するかどうかも決定していない状況であると理解して良いか。

○教育部長

そのとおりである。

○遠藤議員

多くの市民に「31 億円で建設ありき」という誤った情報が伝わっているため、何らかの形で市民に知らせる方法を考えた方が良いと思う。

○市長

市民の受け取り方が異なっているとすれば、何をもって判断されているのか。新聞報道か。

○遠藤議員

新聞報道である。31 億円で建設されるなら喜んでいる市民もいる。

○市長

新聞報道によって市民の受け取り方が異なっているとすれば残念であるが、改め

て客観的な状況を市民に尋ねていることは、議員各位にも理解してもらいたい。誤解があれば執行部も正しい情報を伝える努力をするが、議員各位にも理解してもらい、伝えてもらいたい。

○議長

そのほかあるか。

○今田議員

アンケートを 3,000 人に実施するとのことだが、関心が高い項目であり、意見を伝えたいという市民もいる。執行部の案がいつ頃示されるのか、スケジュール感を伺いたい。

○教育部長

アンケートの回答期限は 8 月 28 日である。9 月に入ってから集計を行い、9 月定例会議の中でアンケート結果を示せればと考えている。その結果や市民の声、議会との意見交換を踏まえ、年内には市として拠点整備についての方針を示したいと考えている。

○議長

そのほかあるか。

○副議長

アンケートの回収率は、現時点でどの程度か。

○教育部長

直近の情報は確認していないが、担当課からは 3 割近く返ってきているのではないかと報告を受けている。

○副議長

この基本構想について、執行部はどの程度の重みを持っているのか伺いたい。

○市長

石見神楽は浜田市にとって大変重要な資産であり、大事な伝統芸能である。それにひも付く産業も重要な資産であり、保存継承していくスタンスを持っている。

施設の是非については、専門家検討委員会の結果を参考として受け止める。検討委員会のメンバーは神楽に深く関わっており、強い思いを持っている方々である。その方々が保存継承に必要だと述べた意見であり、結果は大事に受け止めなければならないと考えている。今後のアンケート結果も含めて重く受け止め、意見に耳を傾けながら最終的に判断していきたい。

○副議長

アンケート結果を基に市の政策判断がされる可能性があるとのことだが、アンケート以外に市独自で調査等を行い、判断する考えはあるか。

○市長

これまでも議員からの意見や、地域に出向いて市民から意見を伺っている。アンケートや検討委員会の結果に限らず、これまでの意見も踏まえて総合的に判断する。具体的に新たなミーティング等を行う予定はないが、判断すべき情報材料はおおむね

そろってきていると考えている。喫緊の課題である保存継承の課題の対応を長く引き延ばすことは本末転倒であり、執行部としての見解をある程度持って判断すべきと考えている。

○副議長

構想案を見るとハードルが高いと感じる。市長が議員時代に社会実験が大切だと言っていた。既存の施設で社会実験を行ってみてから判断するという方法もあるのではないか。

○市長

部分的に実験的にやってみるというのも一つの提案だと思う。拠点をどうするかという見解を示すのはこれからだが、提案してもらい、判断する中で 100%受け入れるのか、抽出するのか議論していく。段階的に行うか、実験的に行うかなどの手法も選択肢に上がると思うので、十分に検討したい。

○佐々木議員

アンケートを受け取った 3,000 人のうちの 1 人である。31 億円という表現が大きすぎることや、アンケートの中に市の思い、石見神楽の位置付けや今後の振興への寄与の可能性などを少し入れてほしかったと感じた。思いが入っていれば、今後の判断により値するものになったのではないかと思う。意見として申し上げる。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、浜田市議会石見神楽振興議員連盟の川神会長から伝言を預かっているので、執行部に伝える。

「唐突な 31 億円の建設費の文言など、このアンケートの公平性に疑問がある。アンケートの相談もなく、甚だ名誉を傷つけられている」とのことである。

(5) その他

・令和8年熊本地震の被災地支援について（報告）

○議長

資料 1-(5)を参照されたい。総務部長。

○総務部長

まず資料の 1 番である。職員派遣の仕組みについてである。被災地からの要請を受けて、決まったルールで派遣先や時期が各自治体に割り振られる仕組みで今回運用されているところである。

(1)を参照されたい。一般行政職の派遣は、応急対策職員派遣制度により、被災市町村ごとに支援を担当する自治体、これは県単位となるが、こちらが決定され、島根県から県内各自治体に派遣の割り振り要請がある仕組みである。

(2)水道の派遣は、日本水道協会の相互応援体制により、同団体の県支部が調整をしているものである。

(3)その他の分野は、消防、医療についてもそれぞれ制度により、国であったり県が調整をして実施するという仕組みとなっている。

2 番目の人的支援の項目である。まず 1 番の一般行政事務の職員派遣についてである。島根県は熊本県氷川町の支援が割り振られている。

県の調整により、第 2 陣で、8 月 8 日から 14 日に本市の職員 1 名を派遣している。

次は、第 5 陣のところ、8 月 23 日が割り振られており、職員を派遣する予定としている。今後は、10 月の冒頭のところであるが、それまでの間に 3 名の派遣が割り振られる予定となっている状況である。

(2)の応急水道活動の職員派遣である。こちらは、日本水道協会島根県支部の調整により、8 月 11 日から 15 日までの間、八代市で、上下水道部職員 4 人と、給水車 1 台、支援車 1 台を派遣している状況である。

こちらについても次の便として、8 月後半から 8 月 26 日になるが、次の隊が支援に向かう状況になっている。

裏面資料の 2 ページ目を参照されたい。3 の義援金支援である。現在市役所に義援金箱を設置している。また、義援金箱とは別に市の職員からも義援金を募るということで取組をしているところである。

これら集まった義援金については、日本赤十字社を通じて被災市に送る予定としているところである。

5 番のところには、被災地で給水活動の様子等を掲載しているので、また参照されたい。

○議長

ただ今の報告について、質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

執行部から、他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部は、次の議題の終了後に退席するが、議員からほか執行部に質問しておきたいことはあるか。

○川上議員

防災行政無線から、朝 7 時に「浜千鳥」という暗い曲が流れることについて、地域から、陰気、不快であり防災無線の目的と合っていないという苦情が複数寄せられている。防災行政無線を使用して特定の曲を流す運用が制度目的と整合しているのか確認する必要がある。早朝の生活リズムへの影響や、曲の選定理由が不明確である点について説明を求める。行政サービスとして提供している以上、受忍限度を超えていないか客観的に検証する必要がある。以下の点について説明をお願いする。

1 点目、「浜千鳥」を選定した理由、経緯、根拠の提示。2 点目、防災行政無線の制度目的との整合性。3 点目、早朝 7 時に音声を流す必要性の有無、曲の変更、廃止、時間帯変更などの代替案の提示、住民アンケートによる意向把握、他自治体の運用事例との比較、及びこれらを踏まえた運用改善を求める。

○議長

意見ではなくて、今日答弁が必要か。

○川上議員

先日、しっかり聞いて来いと言われたのでお願いします。

○議長

わかった。もう一度、一問一答で質問をお願いします。

○今田議員

発言して良いか。

○議長

少し待て。今こちらであるので終わってから。

○今田議員

終わる前に言っておいた方が良いと思う。

○議長

イレギュラーだが、何だ。

○今田議員

私の一般質問の通告に防災行政無線の質問を入れている。これを今回答されると終わってしまう。取り下げれば良いのか。

○議長

それは関係ない。それを理解した上で質問されたい。それがあるからといって質問を遮るものではない。浜田市は言論の府である。

○今田議員

それを踏まえて私が考えれば良いのか。

○議長

そうだ。

では、もう一度質問をお願いします。

○川上議員

住民から暗い曲だと言われる「浜千鳥」を朝7時に流した理由、選定の経緯、根拠は何か。

○総務部長

「浜千鳥」は、元々、浜田市で流していた曲である。防災行政無線の更新に伴い、旧5市町村で異なっていたシステムを統一したため、自由度が下がった。本庁や各支所で協議を重ね、朝は「浜千鳥」、昼は「市民歌」、夕方は「カチューシャの唄」を選定した。選定結果は地域協議会や校長会で説明し、防災防犯メールや市ホームページ等で案内した。選定理由は、浜田市に縁のある曲を選ぼうということである。

「浜千鳥」は、浜田地域で昭和30年頃から放送されており、平成6年の山口県での豊かな海づくり大会に当たり天皇皇后両陛下が浜田市に宿泊された際、皇后陛下が「浜千鳥」を気に入られたという経緯がある。また、平成15年の海づくり大会の際にも、皇后陛下から「浜田市と言えば『浜千鳥』が流れている町ですね」とのお言葉

をいただいた。

昼の「市民歌」は浜田市の歌であり、夕方の「カチューシャの唄」は金城町出身の島村抱月が作曲した曲であるため選定した。

朝7時に流す理由は、防災行政無線が正常に作動しているかを確認する意味合いがある。いざという時に故障していないかを確認するため、毎日音を流している。7時であれば放送に気付く方も多いと見え、動作確認の意味も含めてこの時間帯に設定した。

○川上議員

防災行政無線の機能は理解するが、「浜千鳥」の歌詞には悲しい内容が含まれており、朝に流す曲としてふさわしいのか疑問である。浜田市の歌を朝に流し、昼「カチューシャの唄」や夕方「浜千鳥」を流す方が良いのではないかと。

多くの方から苦情が寄せられているため、検討してもらいたい。

○議長

もう良いか。2件目と3件目は。

○川上議員

もう良い。

○総務部長

曲の捉え方や好みは様々であり、変更時には様々な意見が出ると思う。市民の声はきちんと聞いていきたい。必ず検討するとは言えないが、市民がどのように感じているか、今後も注視していきたい。

○議長

そのほかあるか。

○副議長

冒頭に議長から森谷議員に対する厳重注意の話があったが、本日は体調不良で欠席するとのことである。

皆に確認したいことがある。前回の議会運営委員会で厳重注意が決定したが、今回の厳重注意は何に対するものなのか明確にすべきである。森谷議員は議会運営委員会で、その発言は「おはようという言葉と勘違いしていた」と答えた。勘違いした発言に対する厳重注意なのか、意味や内容にかかわらず本会議で不規則発言したこと自体に対する厳重注意なのか、あるいは言葉の意味を理解した上での発言に対する厳重注意なのか。この3点かと思っている。

森谷議員は一般質問でも準備周到であり、言葉の意味を理解した上での発言だと私は受け止めている。勘違いという説明で終わらせてはいけないのではないかと。また、6月定例会議での発言は取消しや修正ができないため、9月定例会議の初日に本人から本会議の場で正式に謝罪してもらい、訂正してもらいたいと思う。これが6月定例会議の取消しや修正に代わるものだと考える。この2点について皆の考えを伺いたい。

浜田市議会としてどう受け止め、どう整理するかを明確にしなければならない。

○議長

ここで暫時休憩する。

[11 時 35 分 休憩]

[11 時 46 分 再開]

○議長

会議を再開する。

○岡本議員

議会運営委員長として申し上げる。議会運営委員会で決定された内容について、対象の議員は不在であるが、ここで告知してもらい、嚴重注意を行う旨を伝えた後に、副議長の提案について協議してもらうべきではないか。よろしくお願いします。

○議長

それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、私から森谷議員への嚴重注意を告知する。

「6 月定例会議の最終日の反対討論において、森谷議員から、討論とは無関係な不適切な発言があった。その発言は議会の品位をおとしめ、地方自治法第 132 条に抵触し、『市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと』という浜田市議会議員政治倫理条例の遵守事項に違反している。浜田市議会議長として、以後このようなことがないよう、森谷議員を嚴重注意する。」

以上が告知文である。

それでは、副議長の提案について、議員の皆から意見を伺いたい。

○副議長

嚴重注意の意味合いについて、「おはよう」と勘違いした発言なのか、意味内容に関わらず本会議での不規則発言なのか、意味を知った上での発言なのかを正す必要がある。私は意味が分かった上での発言と思う。また、9 月定例会議の初日の冒頭で、森谷議員から謝罪と訂正をしてもらい、6 月定例会議の取消し・修正につながる意味を持たせるべきではないか。

○議長

先ほど言い忘れたが、この嚴重注意は、森谷議員が出席する全員協議会で必ず伝えるので、理解いただきたい。

○今田議員

副議長が言われるように、意味を知った上での発言なのか、意味を理解せずに発言したのかを正さなければならない。今日、何点か森谷議員に対して質問をしようと思っていた。森谷議員が出席する場で再度嚴重注意が行われるとのことなので、その際に質問を投げ掛ける場を設けてもらいたい。

また、先ほど議長が、私の発言が遮る行為だと議事整理されたが、森谷議員の

様々な発言などに対しても、議長には議事整理をしっかりと行ってもらいたい。人によって違う態度があると見受けられる。

○議長

先ほど止めたのは、川上議員の発言の途中だったからだ。それが終わってからであればいくらでも発言の機会を与える。質問を遮るのは動議以外は受け付けないという考えである。

○遠藤議員

議長に確認したい。厳重注意は不適切な外国語に対してのみのものか、何をもって厳重注意とするのか。

○議長

先ほど読み上げたように、討論とは無関係な不適切な発言に対するものである。

○遠藤議員

私も副議長と同じで、森谷議員は意図的に言ったと解釈している。私も質問をいくつか準備してきた。挨拶のつもりだったとしても、なぜ日本語ではなく確認不十分な外国語を公式の議場で使用したのか疑問である。発言時の雰囲気もふざけているように感じた。

また、文教厚生委員会の行政視察で草加市役所を訪問した際にも、エレベーターの中で、市民の前で同様の外国語を発していた。意識して使用していると感じたため、内容を十分理解して発言したと思っている。

○西田一平議員

森谷議員の言語の理解力を議会が責任をもって確認するという論点ではなく、発言前に言語の確認手段が存在したかどうか論点である。発言をする前に十分チェックできたはずで、反対討論は原稿を用意すると思うし、発言前にネット等で確認できたはずである。なぜ確認を行わずに本会議場で発言したのか、議会が確認するのは、事実関係である。厳重注意と事実確認をきちんと残さなければ市民に説明がつかない。

○芦谷議員

反対討論だけでなく、各委員会や全員協議会、市役所内でも同様の言動を見聞きする。議会として、議員として、森谷議員の言動を甘んじて許す雰囲気があるように感じる。議会として、議員として、皆できちっと対処していくべきである。

○柳楽議員

議会運営委員会で、本人は「おはようございますという意味で言った」と述べたが、意味が分からないまま本会議場で発言すること自体が問題である。本人の主張には正当性がないと感じている。

○花田議員

間違いや勘違いであっても、本会議場で発言し、それが市民に伝わっているという事実がある。極論であるが、誰かに対して、間違っ殺めてしまったようなことがあったとして、その罪を問われないかといえばそうではない。口から出た言葉の責任を取るべきであり、勘違いで片付けるべきではなく、きちんと責任を取ってほしい。

○佐々木議員

議長と副議長の提案について確認したい。議長は議会運営委員会で決まったことについて全員協議会で告知し、本人に謝罪してもらうという考えか。

副議長は9月の本会議の冒頭で本人からの謝罪と取り消しを求めるという提案か。

○議長

本会議で不穏当かつ不適切な発言があったという結果責任に対し、まず嚴重注意をしたということである。

○副議長

9月定例会議の冒頭で森谷議員からの謝罪と訂正をもって、6月定例会議の取消し・修正と同じ意味を持つと思うので、それを求めている。何もしないとあのまま記録に残ってしまうため、必要だと考えている。

○佐々木議員

勘違いであったとしても、本会議での発言の重みを考慮すれば、勘違いと言われたとしても、謝罪は必要である。本会議で本人からの意思表示が必要だと感じる。

○柳楽議員

私自身は発言した言葉自体の証拠を持ち合わせていない。発言の証拠となるものが残っているのか。

○議長

間違いなく残っている。

○柳楽議員

証拠があるのであれば良い。本人が事実を認めた上での謝罪でなければ意味がない。勘違いして言ってしまったという謝罪では本当の意味にならないと思うので、きちんと対応していく必要がある。

○岡山議員

反対討論のときの不適切な発言がY o u T u b eで流れてしまった事実がある。取消しがその会議中しかできないのであれば、本会議という場で謝罪してもらうのが本来の流れである。訂正ができないのであれば、上書きする形での謝罪がなければ市民は納得しないと思うので、本会議での謝罪をお願いします。

○議長

地方自治法上の懲罰には、戒告、陳謝、出席停止、除名の四つがある。これは議員の身分に関わることであり、本会議と委員会での発言と行動に限られる。6月定例会議の最終日の発言であったが、すでに閉会している。発言の取り消しや修正は会議中のみ可能である。少なく見ても3日しか余裕がない。地方自治法上の懲罰ができないため、全員協議会で、戒告という言葉ではなく「嚴重注意」という言葉を使用している。これは議会としてのけじめである。懲罰ではないが、議会の意思を示したということである。各議員には、理解した上での発言をお願いします。

○笹田副議長

もちろん分かった上でお願いします。9月定例会議の冒頭の場合は、森谷議員自ら訂

正させてほしいということでないといけないので、議員全員から森谷議員に、冒頭で謝罪と訂正をしてほしいという形になる。議長から本会議場ではもう処分できないことを分かった上で私は聞いている。各議員の同意のもと森谷議員に修正、謝罪をお願いしたらどうかということで理解を得たいと思つての発言である。

○議長

それを理解した上で、どう対応したら良いのか、発言をお願いする。

○今田議員

冒頭に伝えたが、副議長が言う意味を知った上なのか、それとも意味を理解せずに発言をしたのかを正していかなければいけないので、いくつか質問を持っているが、それを投げ掛けるタイミングがあればと思っている。

あと、こういった発言が次の議会であった場合の対応策はどうなるか。

○副議長

会議を再開したときに、森谷議員に直接嚴重注意する場を設けるという話があったが、今考えているのが、9月定例会議の初日に、本会議の前に、まだ決定していないが全員協議会を開催して、そのときに本人に嚴重注意をした上で、質問などができるような形になれば良いと思っている。最短はそこかと、正副議長、議会運営委員会委員長・副委員長では話が進んでいる。

○今田議員

もう1点、もしこういった発言が9月定例会議であった場合の対応策はどうなっているか。

○議長

今言ったように、本会議であれば議長の裁量によって注意し、発言を禁止したり取消ししたりといろいろな方法がある。それで、懲罰の判断をした場合には、懲罰特別委員会を開催するか、もしくは議会運営委員会でこの件についての対応を協議してもらうという形になるかと思う。

○今田議員

例えばだが、何か分からない、私たちも理解できない発言があった場合は、すぐに止めて意味を聞くという対応策もあるのか。

○議長

先般、足立委員長と一緒に彼と面談したことがあるが、そのときにもきちんと伝えている。理解できない外国語などがあった場合には発言を止めるし、それが続くようであれば発言権を奪い取ることが、委員会では委員長に、本会議では議長に認められているので、そのように対応する。その点については、状況を見ながら問題があれば動議を掛けてほしい。議長の采配に疑問があった場合、動議があつて賛成者がいれば議題として取り上げる。そのような議事運営の規則に則つて、これからも進めていくので、議事運営のことについて目を通してほしいと思う。

○遠藤議員

議長、副議長の言うこともよく分かる。大変重たい責任を背負った仕事だと理解

した上で改めて聞くが、議長からの嚴重注意に果たしてどれだけの意味があるのか教えてほしい。

○議長

例えば、よほどのことがない限り、除名という懲罰を発動することは、すごく重たい行為である。したがって前段階として、先ほど言ったように、戒告、陳謝、出席停止というものがあると考えている。戒告の前の段階としての嚴重注意ということである。これは地方自治法に決められた言葉ではないため、懲罰ではないが、議会としての姿勢を示すものと考えている。どのような効果があるかというのは相手方との関係もあるので、今回は議会の意思を示したということである。ほんの僅かな一歩かもしれないが、今まではそういうこともしていないので、その点は理解してほしいがいかか。

○遠藤議員

議長がそう言わざるを得ないのは理解しているが、嚴重注意にどれだけの意味があるのか。本人が何とも思わなければ意味がない。これまでも改善される様子が見られないまま放置されてきた状況を考え直さなければならない。懲罰ができないことも理解している。嚴重注意が本人に深く反省を促すような仕組みや手法を今後考えていく必要がある。

こういった際に声を上げると、SNSなどで個人的に攻撃されることが多々あった。個人的に攻撃されることを恐れて意見を発せない議員がいるかもしれない。浜田市議会はどうなっているのかと言われている。これ以上言われないように、浜田市議会としてどう対応していくのか、しっかりとした意思表示をしていかなければならない。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

副議長からの提案である9月1日の9時に全員協議会を開会して対応するというところで良いか。議会運営委員会の正副委員長と相談しながら進めていきたい。議員の皆からの意見を受け止め、最善の方法を考えて進めさせてもらいたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

その後にまた意見をもらう。

2 行政視察レポート

○議長

資料2を参照されたい。執行部の皆には、ここまでお願いする。先般、文教厚生委員会において、行政視察を実施した。

視察先で得た先進的な取組や知見等を、行政視察レポートとしてまとめたので、報告してもらおう。執行部におかれましても、聴講をお願いする。

それでは、文教厚生委員会 足立委員長、お願いする。

○足立議員

文教厚生委員会が令和8年7月7日から7月9日まで実施した行政視察について報告する。

視察先は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、埼玉県三芳町、埼玉県草加市、草加市立松原児童青少年交流センターミラトンの4か所である。

テーマは地域福祉、子どもの権利、子ども・若者の居場所と異なるが、共通していたのは、現場の声を聞き、それを制度や事業、居場所に具体化していく姿勢であった。

川崎市社会福祉協議会では、行政の下請けにならない明確な姿勢が印象的であった。行政から事業を受託するだけでなく、現場で把握した住民の声を行政に伝え、政策提言を行う対等なパートナーとして活動していた。また、相談をデータ化し、個別相談で終わらせず新しい事業へつなげていた。例えば、食糧支援の現場で炊き方が分からない子どもがいると把握したことから、地域住民が子どもにおにぎりの作り方を教えるおにぎりキャラバンを事業化されていた。さらに、地域生活支援SOS川崎事業では、市内約48法人中2か所の食料保管拠点を活用し、公的支援につながるまでのおおむね2週間を支える仕組みを構築していた。

相談を数字で数えるだけでなく、内容を分析し、次の支援へ変えていく点は、浜田市の社会福祉協議会の在り方を考える上でも大変大きな示唆があった。

続いて、三芳町では、子どもの権利に関する条例を制定し、ユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」によって具体化していた。特徴は、条例を作って終わりにせず、全庁的な体制で施策を検証し、子どもの意見を実際の施策へ反映していた。条例の実効性を確保するには、制定後の推進体制までセットで考える必要があると感じた。

草加市では、子育て支援から一歩進め、子どもをまちづくりの主体として位置づける「こどもまんなか」の取組を進めていた。子どもの声を聞く方法を複数組み合わせ、意見を採用できなかった場合でもその理由を子どもへ返していた。また、「子どもファンド」では、子ども自身が企画を提案し、活動資金を交付する仕組みがあった。

草加市立松原児童青少年交流センターミラトンでは、目的に応じて自由に過ごせる空間が確保されていた。重要なのは建物ではなく、若者が気軽に立ち寄れ、主体的に過ごせる機能をどう確保するかという視点である。

4か所に共通するのは、当事者の声を起点とし、それをデータ化や対応によって整理し、条例、事業、補助制度、居場所などの具体的な形に変え、最後に当事者や地域へ返している点である。浜田市が学ぶべきは、先進地自治体の制度をそのまま導入することではなく、誰の声をどのように受け止め、どの部署や施策へつなぎ、結果をどう本人へ返すのかという運用の仕組みである。

社会福祉協議会の運営、子どもの権利は若者の居場所を別々の課題として、捉えることなく、市民の声を政策へ循環させる仕組みとして捉える必要がある。

川崎市社会福祉協議会からは、相談を課題として、見える化し、事業へ変えるこ

と。三芳町からは、条例を全庁的に動かす体制、草加市からは、意見を政策へ反映し、その結果まで本人に返すこと。ミラトンからは、理念を実際の居場所として形にすることを学ばせてもらった。

条例制度だけをまねるのではなく、現場で拾った声を政策につなげる運用の仕組みこそ、今回の視察で最も重要な学びであったと考えている。

今後の浜田市での活用として、第1段階で子どもや住民の声を把握する共通の仕組みを整える。第2段階で、少額の提案事業や既存の公共施設を活用した居場所づくりを小さく試す。第3段階でその成果を検証し、必要に応じて条例や計画に位置づけるという進め方が現実であると考えている。

今回の視察で得た知見を、今後の所管事務調査や政策提言に生かしていきたい。

○議長

ただ今の報告について、質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部は、ここで退席して構わない。

(執行部退席)

3 その他

(1) 自由討議について

○議長

議員間で自由討議を行いたい案件が、何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、自由討議については終了する。

(2) 決算資料の購入について

○議長

資料3-(2)を参照されたい。

○事務局長

8月12日にLINE WORKSで既にお知らせしているが、紙媒体の決算資料の購入を希望する方は、本日、8月21日(金曜日)の午後2時までに、料金を添えて、議会事務局へ申し出られたい。

事務局で取りまとめて、8月25日の議会運営委員会の際に、会派ごとにまとめてお渡しする。なお、購入費は、政務活動費の対象とすることができる。

○議長

ただ今の件について、確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(3) その他

○議長

私から2点ある。議長会関係の報告についてである。資料3-(3)を参照されたい。

全国市議会議長会特定第三種漁港協議会定期総会が福岡市で開催され、出席した。議案は全て可決されている。また、研修にも参加した。

2点目は、全国水産都市3団体連絡協議会定期総会が東京で開催された。議案第1号から第5号まで全て可決されている。講演を聴講し、役員の皆が水産庁や財務省へ陳情を行い、要望書を提出している。

この件について、確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

来週、石見4市の市議会議長会で、私と副議長とで、熊対策並びに鳥獣対策の強化についての要望を島根県知事に提出する予定にしている。詳細は次回の全員協議会で報告する。

続いて、執行部からの要請を伝える。一般質問の内容について、議員が何を考え、どのような着地点を意識して質問されているかが分からない場合、担当者から質問の意図を伺うことがあるので、その際には適切な対応をお願いするとのことである。

また、昨日一般質問の通告を締め切ったが、議会事務局にかなり負担がかかっている。質問は議会として執行部に提出されるため、議会事務局が内容をチェックする。その際、意味が分からない質問や不適切な表現があると、執行部から議会事務局が責められることになる。そのため、議会事務局が訂正等の対応を行っており、多大なエネルギーを費やしている。議員各位におかれましては、間違いのないよう推敲を重ねて提出をお願いする。議会事務局の職員が不足している中で対応してもらっているので、自分の仕事で議会事務局に迷惑を掛けないう、議員としての第一歩として理解し、行動してもらうようお願いする。

○遠藤議員

議長が言われたことは気を付けなければならないと思うが、確認させてほしい。議会事務局の職員が2名休まれている理由について、我々議員側が精査する必要はないのか。

○議長

何を精査するのか。

○遠藤議員

議長は、職員が2名減っている中で事務局に迷惑を掛けていると言われた。確かに迷惑を掛けて申し訳ないと思うが、2名減っている理由をこの場で共有したことはない。個人情報が含まれるため出せないのは理解しているが、もしその理由が我々議員にあるとすれば、そこを是正していくのが議長の役目だと思う。それを検証せずに、単に2名減っているから仕事を増やすなどと言われても、素直に受け入れられない。

○議長

警察権や裁判権がない段階で、その理由を正確に判断することは大変難しいこと

である。遠藤議員が言われるように簡単なことではない。

○遠藤議員

それは承知している。ただ、苦勞している方が目の前にいたのに、我々は何もできずに見過ごしてきたという現実について、議長に認識があるのかどうか教えてほしい。私が悪いのは承知している。

○議長

議長である私にほとんど全ての責任がある。しかし、遠藤議員も文教厚生委員会の副委員長であり、行政視察での副委員長としてのきちんとした対応がなかったことも原因の一つになっているかもしれない。

○遠藤議員

ここで責任のなすりつけをするつもりはない。論点がおかしい。私の副委員長としての実力不足もあったと反省している。しかし、委員会の視察が原因で仕事に來られなくなった人が出たということを、今議長が認められたということになってしまう。

○議長

様々な要素が重なって起きていることであり、一つの原因だけではない。

○遠藤議員

特定の個人のことを言っているのではなく、議会事務局全体としての負担感が増えている理由について、市役所の方々にも現状を承知してもらっている中で、何も発言されないのはどうなのかとずっと思ってきた。議長も認識していると言われたので、私の意見を言わせてもらった。

○議長

浜田市議会は法治国家のルールに則って進めている。懲罰等を行う場合にはきちんとした証拠が必要である。感情的なことでは物事は動かないということを理解してもらいたい。

ほかに何かあるか。

(「なし」とという声あり)

ないようなので、以上で全員協議会を終了する。

[12 時 35 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第 6 条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄